型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第 2 号(登録有効期間 令和 11 年 3 月 30 日) **建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 宮 崎 県 支 部** 〒880-0805 宮崎市橘通東 2-9-19(宮崎県建設会館 4 階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504 http://www.kensaibou-miyazaki.jp 建災防宮崎県支部 検索 ▶

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法第14条の規定に基づき、型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備)の組立て又は解体の作業につきましては、登録教習機関が行う技能講習を修了した者を作業主任者として選任することが義務づけられております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受け、当該作業主任者の技能講習を下記要領により実施いたしますので、この機会に受講頂くようご案内します。

記

1 講習の対象 型枠支保工の組立て等作業主任者の資格を取得しようとする方

2 受講資格

- (1) 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する方
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する 学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した 経験を有する方
- (3) 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第3号の厚生労働大臣が定める方は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て 又は解体に関する作業に従事した経験を有する方とする。
 - イ 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練の うち、職業能力開発促進法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) 別表第 2 の訓練科の欄に定め る建築施工系鉄筋コンクリート施工科、建築施工系とび科又は建築仕上系ブロック施工科の訓練を修了した方
 - ロ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律

(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した方

- ハ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8 の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省 令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の 欄に掲げる建築科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を 修了した方
- 二 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した方又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科若しくはとび科の訓練を修了した方

3 開催日時及び会場

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
令和7年7月15日(火)~16日(水)	950219	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
令和7年9月17日(水)~18日(木)	950226	延岡建設会館 (延岡市愛宕町2丁目32番地)

^{*} 午前8時15分受付、8時45分開講です。 * 会場駐車場有

4 講習科目及び時間

第1日目(午前8時45分開講午後5時閉講)

(イ)作業の方法に関する知識 7時間

第2日目(午前8時45分開講 午後5時閉講)

(イ) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3 時間

(ロ)作業者に対する教育等に関する知識 1時間30分

(ハ) 関係法令 1 時間 30 分

(二) 修了試験 (1 時間)

5 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方		受講の免除を受ける講習科目
1.	前記2受講資格(3)イ、ロ、ニに該当する方	○作業の方法に関する知識
2.	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普	○工事用設備、機械、器具、作業環境等
	通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表	に関する知識
	第4の訓練科の欄に掲げる建築科若しくはブロック建	

^{*} CPDS登録番号は、全科目受講の場合の登録番号です。

築科の訓練又は旧能開法第27条第1項の準則訓練であ る能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第7の訓練 科の欄に掲げる建設科、型わく科若しくはブロック建 築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である能力再開 発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項 の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了 した方

3. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号) 別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又は とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した方

職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開 │ ○作業の方法に関する知識 発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる建設 | 科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員 免許を受けた方

- ○工事用設備、機械、器具、作業環境等 に関する知識
- ○作業者に対する教育等に関する知識

6 受講料及びテキスト代(税込)

12, **155円** (受 講 料 9, 900円、テキスト代 2, 255円) 全科目受講者

一部免除者 11.055円(受講料8,800円、テキスト代2,255円)

7 受講手続

(1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、**写真1枚**を貼付し、本人確認書類を添えてお申し込み下さい。 (一部免除希望の方はそれぞれの証明書等を添付して下さい。)

なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座 (みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。

- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」 がご利用になれます。

[お問合せ・支給申請先] 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125 〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内